

<h2 style="text-align: center;">市民意見聴取に係る施策の概要</h2>	
<p>案件名: 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正</p> <p>局課名: 経済環境局 環境部 資源循環課</p>	
施策の目的	循環型社会の形成や、生活環境の保全を図るため、資源物の持ち去り禁止規定の追加を含む尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正を行います。
現状・背景	○本市では、これまで尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を制定し、廃棄物の適正処理に取り組んできました。 ○しかし近年、社会の変化に伴い廃棄物行政は、適正処理の確保だけでなく、3R(リデュース・リユース・リサイクル)による循環型社会の形成や、それを足掛かりとして様々な社会課題の解決を目指すSDGsの推進も図ることが求められています。
課題	○さらに、本市では今後クリーンセンター第1工場の廃止、さらに第2工場と資源リサイクルセンターの機能を集約した新ごみ処理施設の整備を予定しており、効率的かつ持続可能なごみ処理システム構築のためにも、継続したごみの減量化と適正処理等を推進するための仕組みが必要です。
施策の策定にあたっての考え方	○尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び関連条例に関して、次の規定の追加等を検討し、上記の課題解決を目指します。 ①リデュースを中心としたごみ減量 ②分別排出・適正処理の徹底によるごみ減量 ③共同住宅のごみ集積施設の清潔保持 ④資源物等の持ち去り禁止 ○詳細については、別紙参照
意見を聴取するポイント	尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正について、次の視点から広く意見を募集します。 ○条例で新たに定める義務や制限等の対象や内容 ○実効性を確保するための制裁規定の対象や内容(命令、公表、過料や罰金)
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	○令和3年9月1日(水)から10月31日(日)まで、市ホームページにおいて意見を募集します。 ○条例改正に至った問題点と追加・見直しを行う規定について、市民・事業者へチラシを配付等し周知を図ります。
お問い合わせ先	経済環境局環境部資源循環課 〒660-0842 兵庫県尼崎市大高洲町8番地 電話番号(TEL)06-6409-1341 ファクス(FAX)06-6409-1277 メールアドレス(Eメール)ama-gomigen@city.amagasaki.hyogo.jp